

くらしめーる

- 若者に広がる「モノなしマルチ商法」
- 消費生活センター移転のお知らせ
- 新型コロナ予防効果をうたう商品に注意!!

相談窓口

受付時間：平日9:30～16:30

TEL 489-5281

※時間外、土日の窓口は裏面に

発行：岸和田市立消費生活センター 〒596-0045 岸和田市別所町3-12-1 市立保健センター 3F

事例

事例1

事例1 突然自宅を訪問してきた業者から、「**新型コロナウイルス**流行拡大の影響で金の相場が上がることは**間違いない**。すぐに**金を買う権利**を申し込んだほうがいい」と**勧誘**された。(80歳代 男性)

新型コロナウイルス 正確な情報をもとに 冷静な対応を

事例2

事例2 業者から「**新型コロナウイルス**の感染を防ぐために、**行政からの委託**で**消毒**に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「**新型コロナウイルス**感染防止の資料を**持参**したい」と言われた。(80歳代 女性)

**消費生活センターや
警察に電話だね!!**



出典：「見守り新鮮情報第361号」独立行政法人国民生活センター



- 新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談が寄せられています。
- 行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMSなど、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。
- 少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めに**消費生活センター等**にご相談ください。
- 今後、新たな手口が現れる可能性があります。国民生活センターでは新型コロナウイルスに関連した情報発信を行っています（「国民生活センター コロナ」等で検索）。根拠のないうわさなどに混乱せずに、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。

回覽

若者に広がる「モノなしマルチ商法」



マルチ商法の相談では、健康食品や化粧品等の「商品」に関するものが多く見られますが、近年、ファンド型投資商品や副業等「役務」に関する相談が増えています。

役務のマルチ商法（以下、「モノなしマルチ商法」）の相談は若者の間で増加しています。友人や SNS で知り合った人から、暗号資産（仮想通貨）や海外事業への投資、アフィリエイトの儲け話を「人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘されて契約。仕組みが複雑で理解できず、解約や返金を求めても交渉が困難というケースが多いです。

事例

「配当や紹介料が入ると勧誘されて出資。仕組みがわからない。不安だ。」

中学時代の友だちから「いい話があるから会おう」と誘われ、複数の友人とレストランで会った。見知らぬ人も同席していた。勧誘者だった。「海外不動産に投資すれば仮想通貨で配当がある。投資者を紹介すれば投資額の 10%を受け取れるので、借金して投資しても返済は簡単だ」と言われた。指示に従い、金融会社から 140 万円を借りて友人に手渡した。契約書面や領収書は受け取っていない。セミナーにも参加したが、勧誘の仕方や人とは何かみたいなまるで洗脳するような内容だった。友人に解約と返金を求めたところ、半額しか返金できないと言われた。（相談者：20 才代、男性）

特徴と問題点

- 1) 契約のきっかけは友人・知人からの誘い。
- 2) 人を紹介すれば報酬を得られることばかり強調されるが、儲け話の実態はよくわからない。
- 3) 友人・知人から勧誘されると断りにくい。借金してまで契約するケースもある。
- 4) 解約や返金を求めようとしても連絡先が不明確で交渉が困難に。



アドバイス

- 実態や仕組みがわからない「モノなしマルチ商法」は契約しないでください。

事業者の連絡先がわからない・連絡手段がメールのみ等交渉が難しいことが多いです。「人を紹介するだけで報酬を得られる」等といった説明を鵜呑みにしないようにしましょう。

- 友人や知人から勧誘されても勇気を出してきっぱり断りましょう。

「断ることで相手との関係を悪くしたくない」「時間を割いてもらったのに申し訳ない」と考えてしまうと、ますます断りにくい状況に陥ってしまいます。曖昧な返事はせずにきっぱりと断りましょう。SNS やメール等でのやり取りは保存しておきましょう。

- 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないでください。

「すぐに元が取れるから大丈夫」と言われても信用しないでください。「お金がない」という断り方をすると事業者や勧誘者から借金をするよう勧められます。きっぱりと「契約しません」と伝えましょう。

不安に思った場合やトラブルになったら消費生活センターへ相談してください。

消費生活センター

事務所移転のお知らせ

市民の皆さまへ

日頃は本市の消費者行政にご協力いただきありがとうございます。

岸和田市立消費生活センターは、令和2年6月1日（月）より下記住所へ移転しました。

新住所 〒596-0045 岸和田市別所町 3-12-1

市立保健センター3階

相談受付 TEL (072) 439-5281 (変更なし)

受付時間 9時30分～16時30分 (変更なし)

事務局 TEL (072) 438-5281 (変更なし)

FAX (072) 439-5300 (変更なし)

当センターでは、消費生活に関する相談や消費者被害防止のための啓発事業等を行っております。これからも、市民の皆さまの身近な相談窓口としてご利用いただけるよう、相談体制の一層の充実を図ってまいります。

困った時は一人で悩まず、すぐ相談！

(⇒写真、市立保健センターの3階に移転しました。

元市立産業会館の西隣の建物です。来訪でのご相談も受け付けています。)



～その契約、大丈夫？～

消費生活一口メモ

いったん契約を結ぶと原則として双方が契約を守らねばなりません。これから結ぼうとする契約によって何が得られ、どのような義務が発生するのかを把握しましょう。

- 本当に必要な商品・サービスですか？勧誘や広告に惑わされていませんか？
- 家族や友人・知人に相談しなくて大丈夫ですか？

契約は急がない・慌てない・分からないことをそのままにしないことが肝心です。

暮らしの法律



「組み戻し」

「振込先の口座を間違ってしまったら？」

問) ATM で振り込んだところ、数ヶ月後、相手から振り込まれていないと連絡がありました。口座番号が1カ所間違っていました。間違った振込先から返金してもらい、本来の相手に振り込むことは可能ですか？

答) 振り込み間違いで返金してもらうために行う手続きを「組み戻し手続き」と呼びます。具体的には以下のとおりです。

- (1) 貴方が振り込み依頼した銀行（甲銀行）に組み戻しの手続きの依頼をします。
- (2) 依頼を受けた甲銀行は振込先銀行（乙銀行）に組み戻し依頼を行います。
- (3) 乙銀行は間違って振り込みをした人に組み戻し（返金）の了解を得ます。
- (4) 組み戻し手続きが始まり、貴方の銀行口座にお金が戻ります。

なお、組み戻しを行う場合、1000円近い手数料がかかるのが一般的です。

問題は、相手が組み戻しに応じてくれない場合です。通常であれば不当利得返還請求訴訟という民事訴訟を提起することになります。訴訟を提起するには当事者を特定することが必要ですが、銀行は相手方のプライバシーを理由に住所や氏名を回答してくれないと思われます。そこで、裁判所から銀行（先の例では乙銀行）に対して調査嘱託という手続きによって相手方の住所、氏名等の特定を図っていくという運用がなされるケースが多いです。これらの手続きは弁護士に依頼しないと難しいかもしれません。当事者さえ特定されれば、誤振込の事案では問題なく返還請求は認められるでしょう。

(出典：国民生活 2019 年 12 月号)

《 新型コロナウイルスへの効果をうたう商品に注意！！ 》



注意

消費者庁は、新型コロナウイルスによる感染拡大に乗じて、インターネットの広告などで新型コロナウイルスに対する予防効果をうたう健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌商品などのウイルス予防商品に対し、景品表示法（優良誤認表示）や健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）を踏まえ、改善要請を行いました。消費者庁は、新型コロナウイルスについてはその性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も不可能な現状で、

新型コロナウイルスに対する予防効果をうたうウイルス予防商品については「現段階では客観性・合理性を欠くものである」と指摘しています。(3/10 時点)

「どんな有害物質も除去」「新型ウイルスに効く」「なんでも除去」など、このようなうたい文句にご注意ください。

相談窓口

消費生活センター

受付時間：平日9:30～16:30

電話番号 **439-5281** (相談専用)

平日夕方16時30分～17時でお急ぎの場合

大阪府消費生活センターでも受付可能です

電話番号 **06-6616-0888** (大阪府消費生活センター)

●週末相談 (年末年始除く10:00～16:00)

土曜日 / **06-4790-8110**

(公益社団法人)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日 / **06-6203-7650**

(公益社団法人)全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。